

## 第2回合同WG 議事要旨

1. 日時：令和元年9月12日（木） 14：00～17：00
2. 場所：ソリッドスクエア ホール（ソリッドスクエア地下1階）
3. 出席者：別紙のとおり

### 4. 議事の概要

#### （1）議題

##### ① 第1回WG提案内容についての結果報告

- 事務局から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ・ 質問事項等なし

##### ② 管理統計資料の見直し

- 事務局から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶税関に出力されている誤謬表（申告番号の枝番が上がった件数）を民間側にも管理統計資料として出せないか。通関士部会と税関との毎月のミーティングでも、税関側から「通関業者で出せば良いのではないか」、という意見も出ている。システムの可能な場合、さらに申告番号等が項目として出れば誤謬原因が特定しやすいといった意見も出ている。検討して頂きたい。（委員）

⇒ ご意見として承りました。税関に出力されている管理統計資料となるので、今後、税関と調整させて頂く。また、必要な項目についても検討させて頂く。（事務局）

▶管理統計資料を自動取得する機能の追加が検討されるということで、非常にありがたい。但し、留意点に「利用するパソコンおよびパッケージソフトは起動し、ログオンしておく必要がある」とあるが、人が居ない時にパソコンを起動しておくことに違和感があるほか、当社の場合には21時になると全ての端末が自動的に一旦シャットダウンするので、また立ち上げることになる。シャットダウンされた状態でも自動取得が可能な案を検討頂きたい。（委員）

⇒ 現状の仕様で考えると、予め設定することにより対象の管理統計資料が配信のタイミングで自動的にパソコンの指定した場所に保存するというのが現時点での案である。根本的に管理資料取得の仕様を変えないとシャットダウンされた状態で自動取得するのは難しいと考える。今後、ご意見を聞きながら検討させて頂く。（事務局）

▶自動で取得出来るというのは、保税蔵置場の保税台帳も含まれているのか。(委員)  
⇒ 特定の管理統計資料のみということではなく、現在、配信している管理統計資料全てを対象として考えている。(事務局)

▶資料には直接書かれていない内容になるが、「保税管理資料保存サービス」を利用しているが、サービス対象管理資料以外の管理資料についても、対象を増やして欲しい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。(事務局)

▶利用者ヒアリング結果の中にある他法令申請の一覧データ等は、第7次NACCSの前でも提供出来るのであれば、早目に提供して頂きたい。(委員)

⇒ 単年度のプログラム変更でも要望を頂いていると認識している。単年度で出来るものについては単年度の中で検討をし、影響等を含めて第6次NACCS中でやるのか第7次NACCSでやるのか整理したい。(事務局)

▶利用者ヒアリングの結果の中で、輸入申告一覧データに他法令の欄を追加することで明細簿として利用しやすくなるという意見があった。海上の輸出入通関の明細簿の中にも品名が必要となるので、追加対象として検討して欲しい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。(事務局)

### ③ ユーザーインターフェースの見直し

○ 事務局から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶通関業者からすると非常に重要な課題と考えている。現状の問題に対する改善策とのことだが、5年後、6年後に導入されるユーザーインターフェースの検討は、今後のWGで我々(委員)が意見を出して進めていくのか。色々と意見の出してくる案件と考えているので、ヒアリングの場等を多く取って頂きたい。また、各会社からの意見を集約出来る時間的な余裕も欲しいと考えている。(委員)

⇒ ご認識のとおりである。この後の議題でもあるプログラム変更にも同様のユーザーインターフェースに関する要望があり、皆様のご意見を聞く時間はあると考えている。今後、意見交換会等を行い、その中で色々なご意見を聞いていきたいと考えている。(事務局)

▶ユーザーインターフェースの見直しの一環ということで、画面が変わるということも想定出来るが、この後に議題として出てくる「最新技術の実用性」に取り上げられているRPAを活用する上で、画面の認識というのは相当大的な部分を占める。画面が変わ

る場合は事前にテストが出来る環境を早期に提供して頂くというのも今後、必要になってくると考える。(委員)

⇒ その点を含めて慎重に検討を進めたい。今回、パッケージソフトが仮に大きく変更ということであれば、開発にも時間を要することから、早めに提供出来る様に進めていきたい。(事務局)

▶課題に対する対応案にある「2.コード検索機能」は個人的には良いと考える。「4.業務仕様書等へのリンクの追加」については、業務仕様書ではなく入力項目表なら良いと考える。(委員)

⇒ 業務リンクについては、入力項目表が便利というご意見であれば、パッケージソフト等の影響を考慮しながら、検討させて頂く。(事務局)

▶ユーザーインターフェースということではないかもしれないが、例えばエラーが返ってきた時に、エラーコードからこれはどんなエラーなのかというのを見る。システムに詳しい担当であればすぐ分かるのでそれほど気にならないと思うが、詳しくない担当がエラーの説明を見た時に、読んだだけでどう対処して良いのか、なかなか分からない様な表現があるので改善を検討して頂きたい。(委員)

⇒ エラーコード内容から対処方法が分かりづらいと認識している。実際に皆様からこの業務のこのエラーコードが分かりづらい、或いはこのエラーコードのエラー内容を見直して欲しい等のご意見があればお聞かせ頂きたいと考えている。(事務局)

#### ④ モバイル端末への対応

○ 事務局から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶通関業務については通関業法上、通関営業所でなければ出来ない業務があると思うが、モバイル端末の対象範囲というのは、通関営業所で行わなければならない業務は対象になってないと考えてよろしいか。モバイル端末はどこでも使えるが、営業所の中でしか行えない業務は省かれている様なイメージなのか。(委員)

⇒ 現時点で実施場所が限定されている業務については、対象外の想定である。対象範囲については決定しているといったことではなく、まずは、WebNACCS対象業務を中心に進め、今後、皆様のご意見を聞きながら対象範囲は検討していきたいと考えている。(事務局)

▶航空業界に保税上屋の業務があるが、搬入確認、搬出の情報登録、CDB業務、BIN業務等の業務をインタラクティブの端末で行っている。モバイル端末に対応することで蔵置場の中にいながら、貨物の確認等が出来る。どこまで業務内容を広げて頂けるのか分

からないが、可能であればぜひ取り込んで頂きたい。また、利用する場合、料金の明細について、使用した分だけが課金される様な料金体系になるか教えて欲しい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。航空関係業務についても検討対象の一つとして進めていきたい。料金については、まだ先の話になるが、基本的にはパッケージソフト利用時と同じ考えになると想定している。(事務局)

▶WebNACCSを既存のモバイル端末で使える様にするというのが基本の考え方と理解したが、5年先、6年先にどの様なモバイル端末が出てくるか分からない。スマホが廃れて全く新しい何がしかの機器が出てくるかもしれない中で、今、WebNACCSのみをモバイル対応にすると決めて開発に取り組むというのは如何なものか。開発には時間が掛かるのでそういう考え方でやるのも一つで間違っていないと思う。個人的な考えだが、イメージとして何がしかの端末をNACCS全体の機能にアクセス可能なインターフェースの入口とし、機能そのものはNACCSが全部動かせるという様な考え方でアプローチするのも一つかと考える。6年後、新たなモバイル機器が出てきても対応出来る様に取り組むのも一つではないか。(委員)

⇒ まず、基本仕様ではWebNACCSで提供している業務を対象として、取り纏めを行っていく方針である。今後、皆様のご意見を聞きながら対象範囲は検討していきたいと考えている。(事務局)

▶モバイル端末はOSの制約がないと考えて良いか。(委員)

⇒ 現時点で詳細は決定していないため、明確な回答は出来ないが、提供方法によっては、OSに依存することも想定されることから、今後詳細検討の場にて検討していきたいと考えている。(事務局)

## ⑤ デジタル証明書の見直し

○ 事務局から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶デジタル証明書の再発行について、資料中の「3.デジタル証明書に関する課題」に原則最低1営業日を要すると記述されている。今年7月に「使っていないデジタル証明書をいくつも持たない様に」と周知されたと思うが、現状では休日夜間等含め急に必要になった時に取得が出来ない。再発行だけでなく新規取得するところも最新技術を使う等、迅速な発行が出来る仕組みを検討して頂きたい。弊社以外のnetNACCS利用者にとっても、本件は共通課題となっているのではないかと考える。(委員)

⇒ 課題として認識している。端末の追加等、現在では最短で4日程度で対応出来る様に運用の見直しを行っている。第7次NACCSでも出来る限り早期に行える様な仕組みを検討したい。(事務局)

⑥ GW配下用パッケージソフトの廃止

○ 事務局から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。

・質問事項等なし

⑦ EXC(非同期)型電文の対象見直し

○ 事務局から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶可能な限りEXZ電文に置き換える様に見受けられるが、EXC電文として残さざるを得ない業務は何を想定しているか。(委員)

⇒「2.電文の出力先(戻り先)の概要」に記載のとおり、例えば、海上の輸入コンテナ引取り業務のRSSO1業務である。業務を行った際に、ターミナルへ出力される帳票はEXC電文でしか出力出来ないが、RSSO1業務の回答を送信した端末にも返すことが出来る様にするという提案となる。(事務局)

⑧ 最新技術の実用性

○ 事務局から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶入力補助について、例えば品名からHSコードの候補の提示等、提案型のものがあると助かる。導入に当たっては、パッケージソフトだけでなく、自社システム利用者も利用出来る様にして頂きたい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。(事務局)

▶資料に記載されている入力補助機能、誤入力防止機能、誤送信抑制機能というのは具体的にはどういうものを想定しているのか。また、チャットボットとはどのようなものか。(委員)

⇒ 入力補助機能、誤入力防止機能に関しては、一定の規則に沿って入力したデータが蓄積されていくと、その規則から外れたものに関して、「入力値がおかしくないか」等注意喚起を出力される。または、複数項目の関連性から別項目の候補値を出力する等を検討出来たらと考えている。しかし、データの蓄積についての課題があると考えている。また、チャットボットについては、既に様々な製品が出ているが、例えばコールセンター等で使われており、お客様の問合せに関して、「こういう問合せが来たらこういう回答をしたらどうですか」と応対者のサポートを行ったり、または、PCや携帯から質問を入力することで、既に学習している情報から回答を返す機能がチャットボットである。(事務局)

▶入力補助機能、誤入力防止機能の提供は入力の効率化となる。例えば、通関申告後に変更があった場合、変更履歴が残るので、過去にこの輸出入者の申告で申告後の変更が

あった等を表示させる機能は、データの蓄積がなくてもすぐに出来るのではないか。全般的にこれまでの話は、第6次NACCSの機能の充実、拡充が中心だと思うが、新しい技術の導入というのは第7次NACCSの目玉になりえる話となることから、強く取り組み、機能の拡充を検討して頂きたい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。(事務局)

▶RPAについては利用者側で開発することになると思うが、パッケージソフトの作り方に配慮して欲しい。例えば、RPAの操作に画像マッチングを使っている場合、画面の解像度等の違いにより、端末によっては上手く動作しないことがあるため、キーボードの操作コマンドを前提として作りたいと思っている。パッケージソフトの画面操作についても、全部キーボードで操作出来る様な仕様で提供頂けると、非常に使いやすくなるので検討頂きたい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。RPAに対応する場合には、ご指摘頂いた点について配慮し、画面構成を大きく変更しない等、慎重に検討していきたいと考えている。(事務局)

▶現在、AIの導入の可能性があるということだが、現行NACCSは、基本的に利用者が情報を入力して、それに対してNACCSがデータを配信するというサービスとなっている。AIやRPAを導入することによって、利用者が一度問合せしたものを記録して、自動的にデータを返すという様な対応を検討することは可能か。例えば、航空輸入のIAW業務では、倉庫会社でマッチングが取れた時点で突合が分かるが、突合が確認出来るまで何度も照会業務を行っている。その様な状況を回避するためにも、出来れば利用者が一度問合せしたものに対して、自動的に返す様なAIやRPAを導入することによって業務を楽にすることを検討して頂きたい。なお、利用者も出来る限りコストの面においても削減する必要があるので、協力頂けると助かる。(委員)

⇒ AIで対応するとなると実施頂いている業務等の情報を蓄積していくことになると思われるが、どれだけの情報が蓄積されるかにより精度は変わると思う。データ蓄積ではなく、提案予定の「貨物状況通知サービス」が要望に対応する実現方法であると考えます。(事務局)

⇒ 尚、AIは何かを学習させてその経験値に応じた判断が出来るという所に一番の大きな利点があると理解しているので、ご提案とは少し利用スコープが違うのではないかと考える。いずれにしましてもご意見として承りました。(事務局)

▶ API連携について、他のシステムとの連携が、「最新技術の実用性」の一項目に止まっているのはどうかと思う。APIでインターフェースを作るという方針だけではなく、他のプラットフォームと繋いだ運用の面でもトータルとして利便性の高いものにな

る仕様を検討して頂きたい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。前回提案しているnetNACCSのAPI公開を含めて、今後、検討させて頂く。(事務局)

▶データの蓄積について、資料では導入の可能性が△になっているが、ぜひ進めて頂きたい。管理統計資料でなくても、蓄積データがあれば必要なものを取得出来る。「管理統計資料の見直しについて」の議題で意見があったが、クラウドサービスであればパソコンを閉じて問題ないし、いつでもデータが取れる様になると思うので、検討を進めて頂きたい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。頂いたご意見を踏まえて今後、検討させて頂く。(事務局)

#### ⑨ システム制限値の見直し

○ 事務局から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶第6次NACCS仕様検討時にも要望したが、NVC01業務において1件で取り扱えるハウスB/Lの件数拡大を、システムの影響が大きいということで、対応して頂けなかった。繰り返し入力が負担となることから、過去に要望している上限値99件を継続して検討して頂きたい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。(事務局)

#### ⑩ 貨物状況通知サービスの提供

○ 事務局から、資料10に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶通知サービスのシステム概要(NACCS利用者向け)について、通知先が事前登録ということだが、通知先について複数箇所設定出来る様な形にして頂きたい。(委員)

⇒ ご意見として承りました。頂いたご意見を踏まえて今後、検討させて頂く。(事務局)

▶通知サービスのシステム概要(非NACCS利用者向けモバイルアプリ版)の事前登録について、トラック業者によってということだが、課金されるのかどうかということが大事なポイントだと思うが。(委員)

⇒ アプリ等での提供を想定している。料金等については仕様が明確になった後に検討することになることから、現時点ではお答え出来る状況にはありません。(事務局)

▶例えば、B/L番号さえ知っていれば誰でも情報を見れるというのは怖いかなと思う。セキュリティーについてどの様に考え、情報公開をどの様に行う方針かお聞きした

い。例えば、許可が切れた貨物であるとか、搬出される貨物であるとかという情報について公開対象の観点からどこまで制限を設けるのか。（委員）

⇒ 資料にも記載のとおり、セキュリティーが担保出来るということを前提としている。NACCS利用者様向けの照会業務は、利用契約をして頂いており、一定の照会権限がある。スマホのアプリ版の提案は、NACCS参加業種となっていない陸運業者など利用契約をしなくても非利用者として、通常のサービスとは違うアプリ等、何かしらの利用規約の同意を頂いた上でご利用頂く。情報公開をする対象は慎重に検討をし提供する必要がある。詳細については、今後詳細検討の場にて検討していきたいと考えている。（事務局）

▶スマホのアプリはデジタル証明書等を前提に考えるのか。末端の業者が使う際には、モバイル等という場合にあっても、セキュリティーが大事である。例えば、デジタル証明書を発行することによって、貨物照会をするということが分かって、この人が照会出来ずというようになるのか。（委員）

⇒ NACCSが使われていない非利用者向けのサービスのため、通常の利用契約ではないことからデジタル証明書等の認証方法とは別の認証方法という考えとなる。（事務局）

▶航空会社にとってもメリットのあることなので、ぜひ進めて頂きたい。成田空港の方でもペーパーレス化を進めている様なので、トラック会社の方も例えば、QRコードで書類を持たずに輸送出来る様になれば、搬入口でガードマンに止められずに済みもっと早くなるのではないかと思う。（委員）

⇒ ご意見として承りました。詳細については、今後詳細検討の場で検討させて頂く。（事務局）

▶詳細仕様の話になるかと思うが、B/L番号となっているがB/L番号だと輸入でしか使えない。輸出管理番号等、複数の条件でデータが取れる様な形にして欲しい。（委員）

⇒ ご意見として承りました。詳細については、今後詳細検討の場で検討させて頂く。（事務局）

▶この様なサービスは助かるが、気になるのは料金である。例えば、IAWを何回やってIAWより大幅に料金が高くなると、新しい通知サービスが使われなくなる可能性がある。そういうことも考えていかないとならない。実際、料金的に照会業務よりも高く設定されるのか。（委員）

⇒ 利用料金については、今後システムの全体像が明確になった後に検討されること

から、現時点ではお答え出来る状況にはありません。頂いたご意見を踏まえて今後、検討させて頂く。(事務局)

#### ⑪ システム対象業務の見直し

○ 事務局から、資料11に基づき説明の後、意見交換を行った。

▶8月末で2020年度のプログラム変更要望が締め切りとなった。本資料にはそれらが含まれていないが、今後追加予定ということか。また、資料11別紙について、要望元が分かると、会員の意見がどの項目でどのような判断がされたのかを、抽出して説明しやすいので、要望元の項目もあると助かる。Excelデータで貰えるとソートしたり、抽出をしやすくなるのでお願いしたい。(委員)

⇒ 8月末までに頂いた要望については、現在、精査中である。第6次NACCSで対応出来るものは、第6次NACCSで検討する。第6次NACCSで対応が難しいものについては、随時、追加をさせて頂く予定である。資料の提供方法については、別途検討させて頂く。(事務局)

⇒ 現状NACCS掲示板でプログラム変更の検討結果について、要望元の公表はしていない。しかし、各関係業界団体から提出された要望の検討結果について個別に業界団体へ要望元を開示した資料をお渡ししている。(事務局)

▶資料11別紙の172件は、事前の意見交換をした内容は全て含まれているという理解で良いか。(委員)

⇒ ご認識のとおりである。(事務局)

▶資料11別紙の中で、「現行での検討結果」欄は、プログラム変更要望を出した時に判断された内容だと思うが、「備考」欄に書いてあるコメントは、対応案ということか。(委員)

⇒ 現行での検討結果の欄は、ご認識のとおりで、単年度プログラム変更の精査結果となる。備考欄については、事務局側で確認した対応案となり、参考として要望内容とは別の解決内容等を備考欄に記載させて頂いている。(事務局)

▶例えば、費用対効果が見込めないなので、実施しませんという検討結果が書いてあり、備考欄がないということは、望みが薄いということなのか。(委員)

⇒ 実現の可能性がないということではない。新規業務や機能追加をする場合には、コストや利便性向上につながるかを慎重に考え検討を進めたい。(事務局)

▶ここにある利用者から提出した項目については、もう一度見てどうしても依頼したいということであれば、検討するということか。(委員)

⇒ ご認識のとおりである。なお、追加案件についても、検討していく中で、影響やコスト面から実現が難しい等の結果となることもあることをご理解ください。資料11別紙については、過去2年間分の取り纏めをして、各関係業界様と意見交換を行い、実現の要請が強い最終的に残った172件となるので、お持ち帰り頂き業界内で確認をして頂きたい。(事務局)

## (2) 事務局からの連絡

次回の合同WGの日程等について事務局から説明を行った。

## (3) 全体を通じた意見

▶現状の輸出入申告においては、法人番号で行っている。これに伴って、JASTPROコード等の輸出入者符号と紐付けを行っているが、輸出入者符号を持たない法人番号のみの会社では英字社名等が補完されない状況である。今後、JASTPROコード等の輸出入者符号を併用して運用していくのか、一本化して法人番号だけでいくのかということ伺いたい。弊社の社内システムは、現状では輸出入者符号をメインにシステムを構築しているが、今後は法人番号だけで統一するのであれば、それに伴ったシステムを構築しようと思っている。今後の方針が決まっていれば、教えて頂きたい。(委員)

⇒ 法人番号の検討については、今後の税関との調整の上、WGの中で提示させて頂く予定である。(事務局)

以上